

長 寿 第 4 5 9 号

平成 2 3 年 6 月 1 日

岡 山 県 医 師 会 長
岡 山 県 歯 科 医 師 会 長
岡 山 県 薬 剤 師 会 長
岡 山 県 柔 道 整 復 師 会 長
中 四 国 厚 生 局 岡 山 事 務 所 長
全 国 健 康 保 険 協 会 岡 山 支 部 長
岡 山 県 社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 幹 事 長
岡 山 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 長

殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、宮崎県、奈良県、鹿児島県、広島県及び高知県から、別添
(写) のとおり通知がありましたので、お知らせします。



241-1052-2
平成23年5月9日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

宮崎県福祉保健部国保・援護課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、宮崎県西米良村長から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等よろしくお願いいたします。

国保・援護課 国保担当

電 話 0985-26-7063

F A X 0985-26-7346

E-mail kokuhoengo@pref.miyazaki.lg.jp



西福国発第52-1号
平成23年5月2日

宮崎県福祉保健部長 殿

西米良村長 黒木 定藏



国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年5月2日付け西米良村告示第11号により、下記のとおり被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保険者番号
450692
- 2 保険者名
西米良村
- 3 被保険者証の記号番号
000478 (「再」の表示がないものに限る)
- 4 被保険者証の交付年月日
平成22年 8月 1日
- 5 被保険者証を無効とする日
平成23年 5月 2日
- 6 無効告示の理由
紛失したことにより不正に使用される恐れがあるため
- 7 問い合わせ先
西米良村役場 福祉健康課 生涯現役推進グループ
TEL: 0983-36-1114



保指第91号の 1
平成23年 5月 12日

各都道府県国民健康保険担当部(局)長 殿

奈良県健康福祉部長
(公印省略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546

平 保 第 8 号
平成23年 4月 1日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎万勉



平成23年4月1日付、平群町告示第21号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-160083 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成22年 4月 1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年 3月29日 |
| 5 無効とする理由 | 職権により削除したため |



連絡先
平群町 健康保険課
電話 0745-45-1001 (内線 321・322)



保福第44-215号
平成23年5月13日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県垂水市長，南九州市長及び大島郡瀬戸内町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



垂国保第71号
平成23年4月21日

鹿児島県保健福祉部長 殿

垂水市長 尾 脇 雅 弥



垂水市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成23年4月15日付け垂水市告示第40号により、
下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保 険 者 番 号 460147
- 2 被保険者証の記号番号 垂国保0307-11410
(再交付の表示のないものに限る。)
- 3 被保険者証の交付年月日 平成23年2月1日
- 4 被保険者証を無効とする日 平成23年4月15日
- 5 該 当 者 名 涼成、高誠
- 6 無 効 告 示 の 理 由 盗難により不正に使用される恐れがあるため

垂水市告示第40号

下記の垂水市国民健康保険被保険者証は、無効であることを告示する。

平成23年4月15日

垂水市長 尾脇雅弥



記

保険者番号 460147

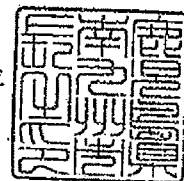
被保険者記号番号		交付年月日	無効とする年月日	備考（該当者名）
垂国保	0307-11410	平成23年2月1日	平成23年4月14日	涼成、高誠
無効通知の理由	盗難により、不正に使用される恐れがあるため「再交付」の表示がないものに限る。			



南九健第940号
平成23年4月13日

鹿児島県保健福祉部長 殿

南九州市長 霜出勘平



南九州市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて

このことについて、平成23年4月13日付け南九州市告示第73号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 保険者番号 | 460220 |
| 2 被保険者記号番号 | 南九州市 10039519 |
| 3 被保険者名 | 理沙 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成22年8月11日 |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年4月11日 |
| 6 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため |

問い合わせ先

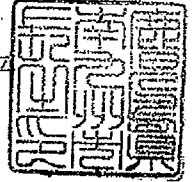
南九州市役所健康増進課保険係
電話 0993-56-1111 内線 4122

南九州市告示第73号

次の南九州市国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年4月13日

南九州市長 霜 出 勘 平



- | | | |
|---|-------------|------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 460220 |
| 2 | 被保険者記号番号 | 南九州市 10039519 |
| 3 | 被保険者名 | 理沙 |
| 4 | 被保険者証の交付年月日 | 平成22年8月11日 |
| 5 | 無効とする年月日 | 平成23年4月11日 |
| 6 | 無効とする理由 | 盗難により、不正に使用されるおそれがあるため |



瀬保福 第 46 号
平成23年4月21日

鹿児島県保健福祉部長

殿

瀬戸内町長 房 克臣



瀬戸内町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年4月21日付け瀬戸内町告示第 21 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いします。

記

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 1. 保険者番号 | 461228 |
| 2. 被保険者記号番号 | 瀬国保 4293 (〇〇 数盛) |
| 3. 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日(再交付の表示のないものに限る) |
| 4. 無効とする年月日 | 平成23年4月21日 |
| 5. 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |

瀬戸内町 告示 第 21 号

次の瀬戸内町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年4月21日

瀬戸内町長 房 克臣



1. 保険者番号 461228
2. 被保険者記号番号 瀬国保 4293 (〇〇 数盛)
3. 被保険者証の交付年月日 平成23年4月1日(再交付の表示のないものに限る)
4. 無効とする年月日 平成23年4月21日
5. 無効とする理由 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。

原本と相違ないことを証明する。町瀬大
平成 23 年 4 月 21 日 長戸島
大島郡瀬戸内町長 房 克 臣 印内郡



保 指 第 91 号 の 2

平 成 23 年 5 月 16 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)長 殿

奈 良 県 健 康 福 祉 部 長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546



平保第165号
平成23年5月9日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎万勉



平成23年5月9日付、平群町告示第28号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-350050 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年5月9日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |



連絡先
平群町 健康保険課
電話 0745-45-1001 (内線 321・322)



平成23年5月17日

各都道府県国民健康保険担当課（室）長 様

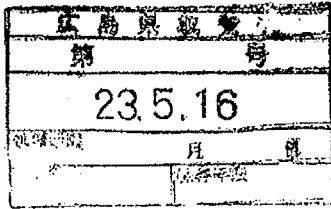
広島県健康福祉局医療保険課長
（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、広島県廿日市市から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担当 国保指導グループ
電話 082-513-3213（ダイヤルイン）
（担当者 倉田）



平成23年 5月 13日

広島県医師会長様
広島県歯科医師会長様
広島県薬剤師会長様
広島県柔道接骨師会長様
広島県健康福祉局保健医療部医療保険課長様
広島県国民健康保険団体連合会理事長様

広島県廿日市市

廿日市市国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、平成23年5月13日付け廿日市市告示第109号により、下記交付年月日の前日以前に交付した被保険者証等を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険者番号	被保険者証等の記号・番号	被保険者証等の再交付年月日	備考 (該当者名・被保険者証等の種類)
340281	00609285	平成23年4月6日	政幸（高齢）
340281	05026733	平成23年4月25日	篤弘
	以下余白		
無効告示の理由	偽りその他不正な行為によって、保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため。		
問い合わせ先	広島県廿日市市 福祉保健部 保険課 国保年金係 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 TEL 0829-20-0001（代） 内線 1155 担当者： 松本		





保福第44-257号
平成23年5月26日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県熊毛郡中種子町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



中町保 第80号

平成23年5月10日

鹿児島県保健福祉部長 殿

中種子町長 川下 三業



中種子町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年5月10日付け中種子町告示第71号により、下記被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 保険者番号	461145
2 被保険者証番号	中国保0070343
3 被保険者生年月日	平成3年11月11日
4 被保険者証の交付年月日	平成23年5月2日 (再交付の表示のないものに限る)
5 無効とする年月日	平成23年5月10日
6 無効とする理由	紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。

〒891-3604

中種子町野間5186

中種子町役場町民保健課

国保年金係 川畑

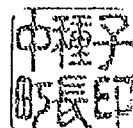
電話：0997-27-1111 (内線220)

中種子町告示第71号

次の中種子町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年5月10日

中種子町長 川下 三業



- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保険者番号 | 461145 |
| 2 被保険者記号番号 | 中国保0070343 |
| 3 被保険者生年月日 | 平成3年11月11日 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年5月2日(再交付の表示のないものに限る) |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年5月10日 |
| 6 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |



23高国指第205号
平成23年5月27日

各都道府県国民健康保険担当課長 様

高知県健康政策部国保指導課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の無効通知について

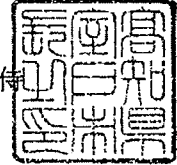
このことについて、本県の室戸市から別添のとおり被保険者証を無効にした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

平成 23 年 5 月 10 日

高知県健康福祉部長 様

室戸市長 小松 幹侍



室戸市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成 23 年 5 月 10 日付室戸市告示第 51 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知いたします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保険者番号 390021
- 2 被保険者の記号番号 041-400-0
〔再交付〕の表示がないものに限る)
- 3 被保険者証の交付年月日 平成 23 年 4 月 1 日
- 4 無効とする年月日 平成 23 年 4 月 27 日
- 5 無効告示の理由 紛失により不正に使用されるおそれがあるため
- 6 このことに関する問合せ先 室戸市市民課保険年金班

〒781-7185
高知県室戸市浮津 25 番地 1
室戸市 市民課 保険年金班
担当 角田
TEL 0887-22-5133



241-1052-3
平成23年5月27日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

宮崎県福祉保健部国保・援護課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、宮崎県美郷町長及び西米良村長から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、関係機関への周知等よろしくお願いいたします。

国保・援護課 国保担当
電 話 0985-26-7063
F A X 0985-26-7346
E-mail kokuhoengo@pref.miyazaki.lg.jp



南 H 3 0 1 - 5
平成 23 年 5 月 6 日

宮崎県福祉保健部国保・援護課長 殿

美郷町長 菊田 彦



美郷町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年5月6日付、美郷町告示第68号により、下記の「再交付」の表示がない被保険者証を無効としましたので通知します。

- 1 保健者番号
450866
- 2 被保険者証の記号番号
20000837(「再交付」の表示がないものに限る)
- 3 被保険者証の交付年月日
平成22年8月1日
- 4 被保険者証を無効とする日
平成23年4月20日
- 5 無効告示の理由
偽りその他の行為によって、保険給付を受けるために使用される恐れがあるため。
- 6 このことに関する問合せ先
美郷町役場 南郷支所 町民生活課 町民担当
TEL 0982-59-1602

美郷町告示第 68 号

次の美郷町国民健康保険被保険者証については、偽りその他の行為によって保険給付を受けるために使用される恐れがあるため、無効とする。

平成23年5月6日

美郷町長 菊田 彦



- 1 被保険者証の記号番号
20000837 (「再交付」の表示がないものに限る)
- 2 被保険者証の交付年月日
平成22年8月1日
- 3 被保険者証を無効とする日
平成23年4月20日



北 H 3 0 1 - 0 3 7
平成23年 5月24日

宮崎県福祉保健部
国保・援護課長 殿

美郷町長 菊田彦 市



美郷町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

このことについて、平成23年 5月 24日付け美郷町告示第70号により、下記の「再交付」の表示がない被保険者証を無効としましたので通知します。
つきましては、管内関係機関等への周知について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保険者番号
450866
- 2 被保険者証の番号
30000137（「再交付」の表示がないものに限る）
- 3 被保険者証の交付年月日
平成22年8月1日
- 4 被保険者証を無効とする日
平成23年5月24日
- 5 無効告示の理由
偽りその他の行為によって、保険給付を受けるために使用される恐れがあるため。
- 6 このことに関する問い合わせ先
美郷町役場 北郷支所 町民生活課

町民生活担当

TEL：0982-62-6202

FAX：0982-62-5021



美郷町告示第 70 号

次の美郷町国民健康保険被保険者証については、偽りその他の行為によって
保険給付を受けるために使用される恐れがあるため、無効とする。

平成23年5月24日

美郷町長 菊田彦 市



- 1 被保険者証の番号
30000137（「再交付」の表示がないものに限る。）
- 2 交付年月日
平成22年8月1日
- 3 無効とする日
平成23年5月24日



西福国発第72-1号
平成23年5月25日

宮崎県福祉保健部長 殿

西米良村長 黒木 定藏



国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年5月25日付け西米良村告示第14号により、下記のとおり被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保険者番号
450692
- 2 保険者名
西米良村
- 3 被保険者証の記号番号
002983（「再」の表示がないものに限る）
- 4 被保険者証の交付年月日
平成22年 8月 1日
- 5 被保険者証を無効とする日
平成23年 5月25日
- 6 無効告示の理由
紛失したことにより不正に使用される恐れがあるため
- 7 問い合わせ先
西米良村役場 福祉健康課 生涯現役推進グループ
TEL：0983-36-1114



保 指 第 91 号 の 3

平 成 23 年 5 月 31 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)長 殿

奈 良 県 健 康 福 祉 部 長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546

平保第246号
平成23年5月23日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長



平成23年5月23日付、平群町告示第29号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-390152 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年5月23日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |

連絡先
平群町 健康保険課
電話 0745-45-1001 (内線 321・322)

